

柏崎テニス協会規約

第 1 章 総 則

第1条 本会は、柏崎テニス協会と称する。

第2条 本会は、柏崎地区テニス団体の中枢機関となり、テニスの健全なる普及発展をはかり、併せて市民の体位向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) シーズン中、本会主催の大会を毎月1回以上開催する。

(2) 上部団体の事業には、積極的に協力する。

(3) その他、本会の目的遂行に必要又は有益な事業及び指導をなすこと。

第4条 本会は、日本テニス協会、北信越テニス協会、新潟県テニス協会、上越地区テニス協会及び柏崎市スポーツ協会に加盟する。

第5条 本会は、別に定める会員を以て組織する。

第6条 本会の事務局は、事務局長宅又はその他役員宅に設置する。

第 2 章 組 織

第7条 本会は、大会の趣旨に賛同する柏崎地区在住又は、在職する人を以て組織する。

第 3 章 加盟 及び 登録

第8条 本会の加盟及び登録については、別に定める。

第 4 章 役 員

第9条 本会は、下記の役員を以て構成する。

名誉会長 1 名

顧問 若干名 参 与 若干名

会 長 1 名 副 会 長 若干名

理 事 長 1 名 副 理 事 長 1 名

事務局長 1 名 (必要により副を設けること可能)

会 計 1 名 (必要により副を設けること可能)

会計監事 2 名

専門委員会 普及委員長 1 名 行事委員長 1 名

強化委員長 1 名 ジュニア委員長 1 名

(必要により副を設けること可能とする。)

常務理事 理事長以下役員及び専門委員会の各正副委員長とする。

理 事 加盟団体より3名以内とする。

第10条 役員を選出は、下記のように定める。

(1) 会長・副会長は、総会において選出する。

(2) 理事長・副理事長・常務理事・事務局長・会計・会計監事は、理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

(3) 理事は、各団体より推薦されたものが当たる。

第11条 役員の任務は、下記のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の指示を受け、会務を掌握する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長の職務を代行する。
- (5) 事務局長は、事務に関することを統括管理する。
- (6) 常務理事・理事は、会務を分掌し、重要事項の審議にあたる。
- (7) 会計は、本会の会計を統理する。
- (8) 会計監事は、会計を監査し、総会に報告する。
- (9) 普及委員長は、普及に関する一切の行事を行う。
- (10) 行事委員長は、大会その他の行事運営を行う。
- (11) 強化委員長は、強化に関する一切の行事を行う。
- (12) ジュニア委員長は、ジュニアの普及に関する一切の行事を行う。

第12条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任の期間とする。

第5章 機関

第13条 本会の機関は、総会・常務理事会・専門委員会とし、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第14条 総会は、名誉会長・顧問・参与・会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・理事・会計・会計監事・専門委員長で構成し、下記の事項を審議する。

- (1) 事業及び収支決算の報告並びに承認。
- (2) 予算の構成並びに事業計画。
- (3) 規約の改廃。
- (4) 役員の選出。
- (5) 加盟及び加盟金の決定。

第15条 理事会は、理事長・副理事長・常務理事・理事・事務局長・会計・会計監事・専門委員長で構成し、総会資料並びに会の運営等を審議する。

尚、必要に応じては、会長・副会長に参加依頼をし、審議することを可能とする。

第16条 総会は、毎年1回会長がこれを招集できる。但し、重要事項審議の必要性のある場合は、臨時に招集することができる。

第17条 総会は、理事の2分の1以上の出席を以て成立し、その決議は、出席者の過半数を以て決定する。但し、同一議案に関し、再度招集した場合はこの限りではない。可・否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第 6 章 会 計

第18条 本会の会計は、個人登録加盟金・寄付金・補助金・大会参加料・その他の収入を以てこれにあてる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

- (1) 本規約施行に必要な細則は別にこれを定める。
- (2) 本規約は、昭和56年(1981)4月1日より施行する。
- (3) 平成3年(1991) 4月1日改正
- (4) 平成8年(1996) 4月1日改正
- (5) 平成12年(2000) 4月1日改正
- (6) 平成19年(2007) 4月1日改正
- (7) 令和8年(2026) 4月1日改正